

加盟国協議に諮られている仕様書案

1. 有害動植物無発生地域の設定要件 (ISPM No.4) の改正

○ 沿革

1. 2010（平成 22）年 3 月、IPPC 総会で新規トピックとして採択
2. 2013（平成 25）年 1 月、SC の e-decision（電子的手段を用いた意思決定）で仕様書案を各国協議案として承認

○ 概要

現行の ISPM No. 4（1995 年）の採択後、有害動植物無発生地域（PFA）や PFA に関連する新たな概念（有害動植物低発生地域、有害動植物無発生生産用地及び有害動植物無発生生産地）を扱う基準が採択されたことから、これらの新しい概念と基準を考慮に入れ、また加盟国の経験に基づいて、PFAs の設定と維持に関するより正確なガイダンスを提供するための改正案。

➤ 専門家作業部会（EWG）が検討すべき事項：

- 関連する他の ISPM に含まれる、改正 ISPM 4 に組み込むべき情報及び概念を決定
- 加盟国の ISPM No. 4 に関する実践上の経験
- ISPM No. 4 採択以降の PFAs の規制管理の発展
- PFA の設定と維持のための調査に関するセクション改善のための提言
- PFA を国際植物検疫ポータル（IPP）上に掲載することに関する議論
- 必要な場合、加盟国による実施を支援するための補足的資料の作成

○ 我が国が提出したコメント

本基準を本体として、関連する他の基準を付属書という形でまとめるべき。

（理由）関連する基準（ISPM No.10, 22, 26, 29, 30）が複数あるため、体系的にまとめた方がより関連性が明確となるため。

2. ある地域におけるペストステータスの決定 (ISPM No.8) の改正

○ 沿革

1. 2010 (平成 22) 年 3 月、IPPC 総会で新規トピックとして採択
2. 2013 (平成 25) 年 1 月、SC の e-decision (電子的手段を用いた意思決定) で仕様書案を各国協議案として承認

○ 概要

現行の ISPM No.8 (1998 年) では、有害動植物記録の内容、ある地域における有害動植物記録及びペストステータスを決定する際のその他の情報の使用について記述されている。ISPM No.8 の採択後、特に有害動植物無発生地域 (PFA) に関する新たな基準が複数採択されたことから、これらの新しい ISPM におけるガイダンスを考慮した改正案。

➤ 専門家作業部会 (EWG) が検討すべき事項：

- 関連する ISPM 及び現在作成中の ISPM 案との整合性
- ペストステータスのカテゴリー
- 特定のホストに関するペストステータスを決定するためのガイダンス作成
- 「存在する」に該当するペストステータスの条件
- 古い有害動植物記録しかない場合に有害動植物が存在しないことを決定するための追加的ガイダンスの要否
- 「一時的発生」(特に「一時的発生：行動可、根絶中」と「存在していて公的防除下にある」) 検疫有害動植物との関係
- 有害動植物記録の更新に必要な期間に関するガイダンス
- 有害動植物記録の有効性を決定するための要因に関するガイダンス
- 基準の中での「発生」と「存在」という用語の使用
- 適切な場合は、加盟国による実施を支援するための補足的資料の作成 等

○ 我が国が提出したコメント

なし

3. 原木から作られる木製品及び手工芸品

○ 沿革

1. 2008（平成 20）年 4 月、IPPC 総会で新規トピックとして採択
2. 2013（平成 25）年 1 月、SC の e-decision（電子的手段を用いた意思決定）で仕様書案を各国協議案として承認

○ 概要

国際貿易される木製品及び手工芸品に寄生し得る検疫有害動植物の潜在的な植物検疫リスクを適切に評価及び管理するための ISPM 案。使用目的を考慮した上で、NPPO がこれらの品目がもたらすリスクを分類（高、中、低）するための指針を提供し、また検疫有害動植物のまん延及び定着のリスクを受け容れ可能なレベルにまで低減するための適切な植物検疫措置オプションを提案し記載する。

➤ 専門家作業部会（EWG）が検討すべき事項：

- 生木由来の木製品及び手工芸品の国際移動による有害動植物リスクの特定及びリスク管理措置
- 木製品及び手工芸品を定義する（つまり、それらには合板、配向性ストランドボード（OSB）、段ボールなどが含まれるかどうか）。
- 懸念される有害動植物の例
- 木製品及び手工芸品の生産に関連する事項（木材の種類（硬材、軟材など）及び由来、生産慣行、サイズ及び種類、加工レベル、保管期間等）
- 貨物輸送に関する事項を検討し、またこうしたシステムと一致した形で植物検疫リスクにいかに対応できるかを検討する（たとえば、必要に応じて到着地よりも原産地での措置に重点を置く）。
- 処理の適用時期
- 処理を含む植物検疫措置の証明及び証明方法に関する選択肢
- 貨物到着時の適合確認に関する選択肢及び必要性 等

○ 我が国が提出したコメント

本案を、1 回目加盟国協議に諮られている ISPM 案「木材の国際間移動に関する有害動植物のリスク管理」の付属書とすべき。

（理由）本案と ISPM 案「木材の国際間移動に関する有害動植物のリスク管理」はいずれも木（wood）由来の品目を対象としているため、合わせて 1 つの基準にした方が、加盟国が適用し易いため。